

安全保障理事会決議 2121 (2013)

2013年10月10日、安全保障理事会第7042回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 2088 (2013) および 2013年8月14日、2013年4月29日、2013年3月25日、2013年3月22日、2013年3月20日、2013年1月11日、2013年1月4日、2012年12月27日および2012年12月19日の安保理報道声明を想起し、

中央アフリカ共和国 (CAR) の主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、そして善隣関係と地域協力の原則の重要性を想起し、

法と秩序の総合的な崩壊、法の秩序の欠如により性格付けられた CAR における治安状況に深い懸念を表明しそして中部アフリカ地域およびその先についての、CAR における不安定の重大性について安保理の深刻な懸念を表明し、またこれに関連して速やかに対応する必要性を強調し、

裁判外の殺害、強制失踪、恣意的な逮捕および勾留、虐待、女性と子どもに対する性的暴力、レイプ、子どもの勧誘と使用および文民に対する攻撃に関するものを含む、国際人道法の違反および広範な人権侵害と虐待、特にセレカ集団による、に重大な懸念を残しつつ、

そのような行為のあらゆる実行者は責任を問われなければならないことおよびその行為の幾つかは、CAR が当事国である、国際刑事裁判所 (ICC) のローマ規程の下での罪に相当する可能性があることをくり返し表明し、これに関連して、2013年8月7日に ICC の検察官により出された声明を想起し、

CAR における人権状況を監視する国際連合独立専門家を任命しそして人権の分野における技術援助と能力構築に関する勧告を行うことを決定した、9月25日の国際連合人権理事会決議に感謝の念をもって留意し、

人道的アクセスを妨げる人道状況の著しい悪化および危険並びに増大する人道危機を複合的な非

常時に段階的に拡大させた国際人道法の違反に安保理の深刻な懸念を表明し、

民族的小よび宗教的小集団の代表者に対する対象を特定した攻撃並びにコミュニティ間の緊張が増加していることについての報告に安保理の特別の懸念を強調し、

ある程度そこで生じている治安状況の故に CAR における神の抵抗軍 (LRA) の継続的活動について懸念を表明し、

安保理決議 2117 (2013) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じる CAR における平和および安全への脅威に深刻な懸念を表明し、

国際連合職員および人道関係者に対する対象を特定した攻撃を強く非難しそして全ての当事者は人道要員および国際連合並びに協力要員の安全を確保するためまた国際連合施設の不可侵権を尊重しそして尊重を確保するため必要な措置を講じるべきことを強調し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006) および 1984 (2009) 並びに女性、平和および安全に関する諸決議 1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)、1960(2010)および 2106 (2013) 並びに子どもと武力紛争に関する諸決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) および 2068 (2012) を想起しそして CAR の当事者に対し、子どもと武力紛争に関する特別代表および紛争における性的暴力に関する特別代表と関わることを求め、

中央アフリカ担当平和構築委員会国別会合の新しい長の速やかな任命に期待し、

セレカ連合による 2013 年 3 月 24 日の武力による政権の強奪並びに関連した暴力および略奪に対する安保理の非難をくり返し表明し、

自然遺産を荒らすことを非難しそして野生生物の密猟および取引が CAR における危機をあおる要因の中の一つであることに留意し、

アフリカ連合のあらゆる活動への CAR の参加を一時停止するという 2013 年 3 月 25 日付のアフリカ連合平和安全保障理事会の決定およびその行動がリーブルビル合意に違反した CAR におけるあてにならない安定を危うくしたセレカ指導者に対してこの組織がとった決定に留意し、

中部アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）および CAR 危機に関するその仲介者の現行の取組、並びにこの危機を解決するアフリカ連合の取組、および CAR に関する国際的なコンタクト・グループの取組を賞賛し、

「アフリカ主導中央アフリカ国際支援ミッション」（以下 MISCA として言及）の展開を承認した 2013 年 7 月 19 日のアフリカ連合平和安全保障理事会の決定、並びに 2013 年 9 月 2 日と 3 日にアジス・アベバで開催された協議会合に続いて MICOPAX から MISCA への移行様式に関して AU と ECCAS により達した結論を歓迎し、

中部アフリカ諸国の安全保障問題に責任を有する国際連合常設諮問委員会（UNSAC）のメンバーの外務大臣のキガリ宣言に留意し、

2013 年 8 月 5 日付事務総長報告書（S/2013/470）および国際連合中央アフリカ共和国統合平和構築事務所（BINUCA）に関する彼の勧告に留意し、

CAR における状況および BINUCA の活動に関する、9 月 16 日付事務総長書簡（S/2013/557）に留意し、

CAR における武力紛争と危機が、CAR および中部アフリカ地域並びにその先の安定に重大な脅威を与えていることをくり返し表明し、

政治的移行

1. CAR における危機に対する平和的な政治的移行の基礎を提供している、2013 年 1 月 11 日のリーブルビル合意、2013 年 4 月 18 日のンジャメナ宣言およびンジャメナ・サミット行程表に対する安保理の支持を表明する。

2. リーブルビルで署名された政治合意に従って、首相が、この合意の第5条に定められた優先事項を履行する責任を負っている国家統一政府の長であることをくり返し表明しそして全ての当事者に対し、この合意を尊重することを促す。

3. 2013年8月13日に発効し移行憲章の第102条に定められた移行期間が始まった18か月後に、自由、公正および透明な大統領および議会選挙を開催することを主導する、上記第1項に言及された、そしてンジャメナ宣言により求められた、移行取極の速やかな実施を要求する。

4. 事務総長に対し、リーブルビル合意とンジャメナ行程表の履行を支援する ECCAS による現行の仲介努力に対し、CAR に対する事務総長特別代表の周旋を通じたものを含む、支援を提供することを要請する。

5. 移行合意に違反し、移行過程を妨害した暴力をあおる者を含む、平和、安定および安全を損なう行動を取る者に対して必要な適切な措置を考慮する安保理の用意があることを表明する。

6. 住民を守り、並びにその領域内の安全と統一を確保する中央アフリカ当局の主要な責任を強調しそして国際人道法、人権法および難民法の尊重を確保するその義務を強調する。

7. 事務総長特別代表、ゲイ中将（退役）、を通じたものを含む、CAR における国際連合の取組に対する安保理の十分な支持を表明し、そして国際社会がこれらの取組を支持するという安保理の呼びかけをくり返し表明する。

8. セレカ集団および全ての他の武装集団が直ちにその武器を放棄することを要求しそして彼らに対し、武装解除、動員解除および社会復帰計画（DDR）若しくは武装解除、動員解除、帰還、再定住および社会復帰計画（DDRRR）に参加することを促す。

BINUCA の職務権限

9. BINUCA を強化するための、2013年9月16日付事務総長書簡（S/2013/557）における、事

務総長の勧告を感謝の念をもって留意する。

10. BINUCA の職務権限は以下に従って、強化されまた更新されるものとすることを決定する。

(a) 移行過程の実施に対する支援

－ 現行の政治過程、暫定機関および履行制度を支援することにより憲政秩序の回復を助けると、およびリーブルビル合意並びにンジャメナ行程表の実施の支援を助けること。

－ 上記第3項に言及された、選挙を実施する目的で、選挙過程の実施を支援すること。

(b) 紛争予防と人道援助に対する支援

－ 紛争の機先を制し、予防し、緩和しそして解決し、また国際連合人道援助指導原則に従って、人道援助の安全、文民主導の提供を促進するため、周旋、信頼醸成および促進を行使すること。

(c) 安全状況の安定に対する支援

－ 治安部門の統治と改革 (SSR)、法の支配 (警察、司法および矯正を含む)、軍および武装集団に関係した全ての子どもを含む戦闘員の武装解除、動員解除および社会復帰計画 (DDR) 若しくは武装解除、動員解除、帰還、再定住および社会復帰計画 (DDRRR) 並びに爆発性戦争残存物の除去を含む、地雷除去活動について助言することにより安全状況の安定化を支援すること。

(d) 人権の促進と保護

－ CAR 全土で犯された、LRA によるものを含む、虐待若しくは人権侵害または国際人道法の違反について監視し、調査を援助しそして安保理に報告すること、そしてそのような侵害や虐待を防止する取組に寄与すること。

－ 特に子どもに対して犯された侵害並びに武力紛争におけるあらゆる形態の性的暴力を含む、女性に対して犯された侵害について、女性保護アドバイザーや子ども保護アドバイザーの展開を通じたものを含んで、監視し、調査を援助しそして安保理に報告すること。

－ 移行期司法制度を含む、司法制度のそして国内の人権機関の能力を強化しまた国の和解努力を支援することを援助すること。

(e) 国際的な関係者の調整

－ 上に詳述した任務の履行に関与する国際的な関係者を調整すること。

11. 治安状況が許す場合にその現場での駐留を強化する BINUCA に対する事務総長の勧告に留意

しそして、これに関連して、護衛部隊設立の可能性を含む、国際連合要員および設備の保護についての事務総長の提案を速やかに審議する安保理の意図を表明し、そして事務総長に対し、これに関連した詳細を提供することを要請する。

LRA

12. 関係する全ての諸国、準地域的なおよび地域的な機関に対し、LRA が与えた脅威に対処するため、その取組を促進しアフリカ連合地域タスク・フォースおよび国際連合地域戦略を通したものを含むその協調を強化することを求める。

人権および人道的アクセス

13. 住民を脅かしている武装集団、特にセレカ集団および LRA、が犯した、継続的な国際人道法違反並びに人権侵害を強く非難しそしてそのような侵害の実行者は訴追されるべきことを強調する。

14. CAR における全ての当事者、とりわけセレカが、国際連合人道支援指導原則に従って援助を必要としている人々への安全且つ妨害のないアクセスと人道援助の時宜を得た提供を確保することを要求する。

15. 全ての武装集団、とりわけセレカ集団が、子どもの勧誘と使用を防止することを要求し、全ての当事者が軍や武装集団から解放されたかあるいはその他で分離したそのような子どもを犠牲者として保護しまた考慮することを更に要求し、そして武装集団と関連した全ての子どもの保護、解放および社会復帰に特別の注意を払う必要性を強調する。

16. セレカ集団を含む、CAR における武力紛争の全ての当事者に対し、性的暴力に対する明確な命令を出すことを求め、またそのような当事者に対し、安保理決議 1960 (2010) に一致して、実行者の責任を問うため申し立てられた虐待の時宜を得た調査に関する具体的な約束を行いそして実行することそして性的暴力の被害者の利用可能なサービスへの即時のアクセスを促進することを更に求める。

DDR/SSR

17. 治安部隊へ統合されないセレカ集団の者に対するものを含む、武装解除、動員解除および社会復帰若しくは帰還(DDR 又は DDRRR)計画並びに適切な詳しい調査手続を含む、治安部門改革(SSR)計画を策定することおよび実施することの重要性を強調し、専門的な、釣り合いのとれたそして代表的な CAR 治安部隊の必要性を強調しそして事務総長に対し、12月31日が期限の彼の報告書において、これら計画に関する詳細とこれらの実施のための BINUCA の可能性のある援助に関する提案を提示することを要請する。

18. CAR における小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対処することの重要性を強調し、そしてこれに関連して適切な対応を審議する安保理の用意があることを表明する。

MISCA に対する支援

19. その国の領域全体に権力を行使したその一般住民の保護に対する責任を引き受ける安定したまた民主的な CAR のための条件を創造することに向けて主要な貢献を示すであろう、MISCA の迅速な設立を期待する。

20. 同地域の諸国および他のアフリカ諸国に対し、MISCA の設立に参加することを奨励し、加盟国に対し、MISCA に対する時宜を得たまた効果的な支援を提供することを更に奨励しそして AU および ECCAS に対し、彼らの従前の協議をもとにして、MICOPAX から MISCA への効果的な移行に向けてその取組を促進することをまた奨励し、そしてこれに関連して事務総長と BINUCA に対し、この過程を促進するため ECCAS および AU との適切な協力制度を設立することを要請する。

21. 国際連合との強力な協力関係の重要性を強調した、2013年7月26日付アフリカ連合の書簡に留意する。

22. MISCA に対する援助のための選択肢を審議する安保理の意図を表明し、事務総長に対し、MISCA の展開のための合同計画立案取組における ECCAS とアフリカ連合を支援する計画者を、関係する二国間協力機関および国際的な機構と協議して、直ちに提供することを要請し、そして事務総長に対し、AU および ECCAS 並びに上で言及した協力機関と密接に協力して、本決議の遅くとも 30 日以

内に、現場での適切な状況を条件として、MISCA の国際連合平和維持活動への変型の可能性のある選択肢を含んで、MISCA に対する国際的な支援に対する詳細な選択肢と共に、MISCA の計画についての書面による報告書を提出することを更に要請する。

報告書

23. 安保理決議 2088 (2013) に一致して 2013 年 12 月 31 日までに、BINUCA の実績および有効性の詳細な評価を含む、報告書を提出するという事務総長に対する安保理の要請をくり返し表明する。

24. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。